



契約後 V E 工事提案要領

1 定 義

「V E 提案」とは、工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、乙が甲に行う提案をいう。

2 V E 提案の意義及び範囲

- (1) 乙が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期延期等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 約款第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 入札時に競争参加資格要件として求めた、同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

3 V E 提案書の提出

- (1) 乙は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（様式 1～4）に記載し、甲に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と、V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 甲が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他、V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 甲は、乙に、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を求めることが出来る。
- (3) 乙は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、甲に提出できるものとする。
- (4) V E 提案の提出費用は、乙の負担とする。

4 V E 提案の審査

提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と仕較した経済性等を評価する。

5 VE提案の採否等

- (1) 甲は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面（様式－5）により乙に通知するものとする。ただし、乙の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2) また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3) 甲は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第19条の2の規定に基づくものとする。
- (4) 甲は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (5) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費という。）を削減しないものとする。
- (6) VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合において、甲がVE提案に対する変更案を認めた場合、乙はこれに応じるものとする。
- (7) 甲は、約款第18条の条件変更が生じた場合には、約款第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合の前記（5）のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して定めるものとする。

6 VE提案の保護

VE提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

7 責任の所在

甲がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った乙の責任が否定されるものではない。

V E 提 案 書

発注者

殿

請負者

住 所
氏 名

工事請負契約約款第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工 事 名：		
工 事 場 所：		
契 約 締 結 日：		
V E 提 案 の 概 要		
番 号	項 目 内 容	概 算 低 減 額
概 算 低 減 額 合 計		

注) 記入欄が不足する場合は、VE提案の概要部分のみを別紙として添付して下さい。

なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

様式－2

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と、VE提案の内容の対比

[現状]…概略図等

[改善案]…概略図等

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書等の添付）

(5) その他

様式－４

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

V E 提 案 書 採 否 通 知 書

(請負者)
住所
氏名

様

(発注者)

特記仕様書 5 (1) に基づき、平成 年 月 日付けで提出されました V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 名 :		V E 提案項目数 :		
工 事 場 所 :		採 用 項 目 数 :		
契 約 締 結 日 :		不 採 用 項 目 数 :		
V E 提案に対する採否及びその理由				
番号	項 目 内 容	採否の区分	採 否 の 理 由	特記事項

採否に関する問合先及び担当課

山口県土木建築部 課 TEL (代表) 083(922)3111 (内線)